

福岡県公報

平成18年7月28日
第2563号

目 次

告 示 (第1406号—第1427号)

○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
○平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	(河川課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 6
○解除予定保安林の所在場所等	(治山課) 6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) 9

○道路の区域の変更	(道路維持課) 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 9
正 誤	
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成18年4月福岡県告示第762号)中正誤 10
○土地改良区の役員の就任及び退任(平成18年7月福岡県告示第1334号)中正誤 10

告 示

福岡県告示第1406号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川 横瀬字引立1087、1088の20、1088の22、1095、1100、字ムクロ木1111
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1407号

善導寺山川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
樽海千尋	久留米市善導寺町飯田981番地1
井上茂	" " 622番地1
坂井芳徳	" " 与田459番地4
吉田司	" " 334番地2
吉田敏裕	" " 867番地2
木下福男	" " 木塚535番地
森光征一郎	" " 643番地
鹿子島邦歳	" " 849番地
田中秀則	" " 1687番地2
田中信義	" " 1496番地
森光嘉彦	" " 1938番地2
小屋松康信	" " 1294番地3
高木太助	" " 1385番地
森光春幸	" " 1937番地1
尾畠史郎	" 太郎原町1616番地4
鶴功	" 1730番地1
原口重喜	" 1734番地
高田ツギ子	" 1812番地5
高田博義	" 1763番地1
廣田正生	" 1865番地

野村功	" "	1912番地1
緒方義則	" "	1900番地1
大石和正	" "	1940番地
大鶴信幸	" "	1990番地2
森榮人	"	山川町722番地
豊福光明	" "	1475番地3
本山武	"	太郎原町1900番地2

2 退任監事

氏名	住所
坂井健旗	久留米市善導寺町与田779番地1
甲通男	" " 木塚864番地
原口勝美	" 太郎原町1712番地
大鶴楠男	" " 1985番地

3 就任理事

氏名	住所
樽海千尋	久留米市善導寺町飯田981番地1
田中早苗	" " 657番地
坂井初江	" " 与田441番地
坂井健旗	" " 779番地1
秋吉鐵生	" " 603番地
近藤公徳	" " 木塚1552番地
森光征一郎	" " 643番地
高尾親男	" " 830番地1
田中義之	" " 1707番地1
田中信義	" " 1496番地
森光聖	" " 1910番地
高木太助	" " 1385番地

小屋松 康信	〃	〃	1294番地3
田 中 晴 之	〃	〃	729番地
志 波 安 夫	〃	太郎原町1632番地2	
鶴 辰 己	〃	〃	1663番地5
原 口 金 利	〃	〃	1624番地3
末 安 時 春	〃	〃	1832番地
高 田 憲 二	〃	〃	1778番地1
浅 井 慈 然	〃	〃	1838番地1
大 石 廣 義	〃	〃	1902番地内1
平 田 金 次	〃	〃	1898番地1
廣 田 一 義	〃	〃	1967番地
緒 方 信 正	〃	〃	1964番地
川 原 雄 一	〃	〃	1758番地1
森 博 嗣	〃	山川町674番地	
緒 方 英 徳	〃	山川神代2丁目6番25号	

4 就任監事

氏 名	住 所
秋 吉 ツネ子	久留米市善導寺町与田426番地2
吉 田 善 光	〃 木塚712番地1
早 田 光	〃 太郎原町1597番地
大 石 歳 久	〃 〃 1913番地

福岡県告示第1408号

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
熊 丸 隆 喜	久留米市梅満町720番地7
山 中 一 義	〃 〃 1391番地1
原 真佐紀	〃 津福本町1925番地
塚 本 政 之	〃 〃 1243番地
森 登士男	〃 安武町安武本2338番地5
古 賀 均	〃 白山町515番地
甲斐田 浩 一	〃 梅満町685番地2

2 退任監事

氏 名	住 所
熊 丸 年 昭	久留米市梅満町624番地4
山 本 通 晴	〃 津福本町1573番地

3 就任理事

氏 名	住 所
熊 丸 隆 喜	久留米市梅満町720番地7
能 丸 年 昭	〃 〃 624番地4
山 本 政 輝	〃 津福本町1596番地2
塚 本 政 之	〃 〃 1243番地
山 中 一 義	〃 梅満町1391番地1
古 賀 均	〃 白山町515番地

4 就任監事

氏 名	住 所
安 德 英 利	久留米市津福本町2173番地
熊 丸 正 一	〃 梅満町765番地1

福岡県告示第1409号

平成18年度一般河川等鉱害復旧事業実施計画の認可申請があつたので、石炭鉱業の構

造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成18年度一般 河川等鉱害復旧 事業の実施計画	千手川	福岡県	飯塚土木事務所	平成18年7月19日から 同年 8月7日まで

福岡県告示第1410号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ペット情報局ふくおか

(2) 代表者の氏名

平田 豊

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅前一丁目18番6号 3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く福岡県民に対してペットと人が共生できる環境づくりの為の情報の収集・提供ならびに交流の場を提供することにより、「人とペットとのふれあい」によって生命の尊さを学び、また、自らの「からだ」や「こころ」を癒すことにより、どうぶつに対する「いじめや虐待」を撲滅し、子供の健全育成とまちづくりの増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1411号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の 所 在 地	登録番号及び 登録年月日	行政処分の年月日	適用条文
プリーズ 山内 高広	福岡市中央区天神 3丁目4-2 UBI天神ビル9 F	福岡県知事 (1) 第08152号 平成15年12月15日	平成18年7月11日	貸金業の規制 等に関する法 律第37条第1 項

福岡県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	田川線 直方	前	田川市大字伊田4623番7先から 同市大字伊田4342番5先まで	8.5 ～ 11.5	108.0
			後	同上	10.6 ～ 15.5	108.0
田川	県道	田桑川線 田野	前	田川郡川崎町大字安真木6466番24先から 同郡同町大字安真木6562番1先まで	20.6 ～ 44.4	138.3
			後	同上	10.8 ～ 38.0	138.3

福岡県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市勢田2328番6先から 同市勢田2328番3先まで	19.5 ～ 25.2	27.0
			後	同上	19.5 ～ 34.0	27.0

福岡県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線 小石原	田川郡添田町大字中元寺761番先から 同郡同町大字中元寺778番28先まで
田川	金田 糸田線 田川	田川郡糸田町4154番3先から 同郡同町4142番3先まで

福岡県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	室木下有木線	前	鞍手郡鞍手町大字室木766番22先から 宮若市四郎丸658番2先まで	3.8 ～ 19.2	1789.6
			前	同上	11.0 ～ 46.3	1916.4

		若宮	後	同上	3.8 ～ 19.2	1789.6
			後	同上	11.5 ～ 46.3	2226.4

福岡県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	黒広山渡線	前	遠賀郡遠賀町大字鬼津1538番7先から同郡同町大字島門4453番1先まで	10.0 ～ 14.4	754.8
			後	同上	12.0 ～ 15.6	754.8

福岡県告示第1417号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川 下伊良原字鎧越1225の4、1225の6

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川 下伊良原字古賀2065

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

福岡県告示第1418号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更新年月日
新事項	120	北九州市小倉北区田町11番15号 福岡県建設業協同組合 北九州支部 支部長 軸丸安廣	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 福岡県北九州土木事務所 建築指導課内	平成18年4月22日
		北九州市小倉北区田町11番15号 福岡県建設業協同組合 北九州支部 支部長 小峰和俊		

福岡県告示第1419号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人ふくおか自然・環境保護協会

(2) 代表者の氏名

豊田 謙二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田5130番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康で安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、自然環境の悪化と著しい自然循環機能の劣化に起因した様々な社会的荒廃とその解決に向けた広域的かつ継続的な取組みが希求されている現状を踏まえ、資源リサイクル並びに環境保護にかかる啓発及び提案。食品残さ及び畜産廃棄物等、生物系廃棄物の資源化並びにリサイクルシステムの調査研究。地産地消の拡大及び未利用資源等の有効活用推進に向けた、提案・企画・アドバイザー。等の事業を行うことにより、安全で真の豊かさの実感できる地域づくり、まちづくりの形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1420号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人直方川づくりの会

(2) 代表者の氏名

野見山 ミチ子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市溝堀一丁目1番10号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、一般市民、法人及びその他の団体、自治体等に対して、環境保全に関する各種情報の収集及び提供、河川の環境をはじめとした川の環境保全のための企画、計画、技術開発、各種環境教室の実施等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1421号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと幸袋まちづくり支援センター

(2) 代表者の氏名

志岐 博一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市幸袋48番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幸袋地域をはじめ広く飯塚市における魅力あるまちづくりのための計画、立案及び文化財保護のための推進事業を行い地域の活性化を進める。

また、企業や行政から独立した立場で住民との連携を実現し、観光地としての魅力を高め飯塚経済の発展を推進するとともに、併せて高齢者や障害者等に対する移送支援を行うことにより誰もが住み良い豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1422号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター飯塚

(2) 代表者の氏名

秋元 正幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市川津95番地131

(4) 定款に記載された目的

この法人は、川津を中心とした飯塚市一円の住民に対して、住民参加型のまちづくりに関する提言をし、住民と共同した事業を行う。

それにより人を魅きつけることができる住み良いまちを創り住民の生活を豊かにするとともに、観光客等他の地域から訪れる人々を増やし飯塚経済の発展に寄与す

ることを目的とする。

福岡県告示第1423号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ミュージックセラピー

(2) 代表者の氏名

吉田 信一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道浜四丁目31番10-1208号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者及び疾病者を中心に広く一般市民に対して、音楽療法に関する事業や演奏会等を行うことで、より豊かで文化的な社会生活を確保することを目的とする。

福岡県告示第1424号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人護身空手空友会

(2) 代表者の氏名

水永 雄貴

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市本町19番55号フレンズ本町202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日常生活に於ける自己及び自己の周りの安全を守るサービスが必要な人々その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び支援に関する事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	観世音寺線 二日市	太宰府市朱雀2丁目340番9先から 同市朱雀2丁目340番7先まで

福岡県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	岡垣宗像線	前	遠賀郡岡垣町大字海老津1142番4先から 同郡同町大字海老津694番4先まで	2.3 ～ 17.0	1005.1
			前	同上	11.5 ～ 82.0	1075.2
			後	遠賀郡岡垣町大字海老津1155番2先から 同郡同町大字海老津694番4先まで	2.3 ～ 17.0	1005.1
			後	同上	11.5 ～ 82.0	1075.2

福岡県告示第1427号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人村のぱん屋・SUN

(2) 代表者の氏名 小川 千穂子	(3) 主たる事務所の所在地 福岡県築上郡上毛町大字安雲1番地1	(4) 定款に記載された目的
----------------------	-------------------------------------	----------------

この法人は、障害者（精神障害者、知的障害者、身体障害者、およびこれに準ずる者）、および社会性が未熟で一般就労が困難な人々のために、就労の場と社会訓練の場を確保し、あわせてその人たちの社会適応体験を広く社会に伝える活動によって、公益に寄与することを目的とする。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・4・5	2517	告 示	762	14		○	後ろから2		○○○○○字ナカクボ1864の17	1864の17
18・7・12	2557	告 示	1334	10		○	表中		梅崎	梅崎
				11	○		表中		梅崎	梅崎